

江別市社会福祉審議会委員名簿

資料 1

(平成24年11月1日現在)

任期 自 平成24年11月 1日
至 平成27年10月31日

選出区分	選出団体	氏 名	選出団体における役職名
(1)社会福祉に関する事業等に従事する者			
	江別市社会福祉協議会	ユアサ 国勝	江別市社会福祉協議会会長
	江別市共同募金委員会	ハヤシタシキ 林 敏昭	江別市共同募金委員会副会長
	江別市民生委員児童委員連絡協議会	ハトリ ミル 服部 貴	江別市民生委員児童委員連絡協議会会長
	江別市自治会連絡協議会	サトウ ツム 佐藤 功	江別市自治会連絡協議会副会長
	江別市高齢者クラブ連合会	オガワラ タモツ 小笠原 保	江別市高齢者クラブ連合会会長
	江別市母子会	ハタ カズコ 畑 和子	江別市母子会会長
	江別身体障害者福祉協会	ヤギハシ ヒデユキ 八木橋 秀幸	江別身体障害者福祉協会会長
	NPO法人江別手をつなぐ育成会	イシダ フミコ 石田 文子	NPO法人江別手をつなぐ育成会理事長
	江別市女性団体協議会	エダ ユウ子 姥名 悦子	江別市女性団体協議会会長
	江別市赤十字奉仕団	タカザワ アヤコ 高澤 綾子	江別市赤十字奉仕団江別分団副団長
	江別市子ども会育成連絡協議会	イト 頼毅	江別市子ども会育成連絡協議会副会長
	江別あすか福祉会	オオハシ 聖浩	あすか地域活動支援センター長
	江別市民間社会福祉施設連絡協議会	ヤマザキ 道彦	誠染保育園園長
	〃	ミヤウチ 清	えべつ幸誠会理事・施設長
(2)学識経験者			
◎ 大学			
	札幌学院大学	ツチノ 美知子	札幌学院大学特任教授
	北翔大学	ホンマ ミユキ 本間 美幸	北翔大学人間福祉学部地域福祉学科准教授
	酪農学園大学	ナカダ ケン 中田 健	酪農学園大学教授
	北海道情報大学	フジイ トシキ 藤井 敏史	北海道情報大学教授
◎ 市内公益団体			
	江別医師会	イマノ フカル 今野 渉	江別こころのクリニック院長
	江別商工会議所	ハセガワ カズト 長谷川 一 人	江別商工会議所1号議員 (友愛記念病院事務長)
	江別青年会議所	マルヤマ ケンイチ 丸山 賢一	丸山産業有限会社取締役
	江別市私立幼稚園連合会	タケイ ツヨシ 竹井 剛	若葉幼稚園園長
	札幌薬剤師会江別支部	ヤマノイ ミツハル 山野井 満春	札幌薬剤師会江別支部監事
	札幌歯科医師会江別支部	サイノウ トシユキ 齋藤 俊之	札幌歯科医師会江別支部支部長

江別市社会福祉審議会 委員名簿

平成25年2月22日現在
(24名)

職 名	氏 名
会 長	
副 会 長	
職務代理者	

任期 自 平成24年11月 1日
至 平成27年10月31日

[illegible][illegible][illegible]

(目的)

第1条 この条例は、本市における社会福祉に関する基本的事項を調査、審議するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の趣旨に基づき、市長の諮問機関として江別市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって市民福祉の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関する事業等に従事する者 14人以内
- (2) 学識経験者 10人以内

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のなかからこれを互選する。

2 会長は、審議会を代表し、議事、その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 審議会に次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

専門部会名	調査審議する事項
心身障害者福祉専門部会	心身障害者の福祉に関する事項
老人福祉専門部会	老人の福祉に関する事項
児童福祉専門部会	児童福祉に関する事項

2 部会は、審議会から付託され、又は委任された事項を審議するほか、会長が定める軽易な事項について処理することができる。

3 前項に規定するもののうち、審議会が部会に委任した事項は、部会の決議をもって審議会の決議にかえるものとする。ただし、部会長は、この決議事項をその都度会長に報告しなければならない。

4 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

5 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

6 部会長は、特別な事項を調査、審議する必要があると認めるときは、部会に諮り、臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、会長の推薦により市長が委嘱する。

8 臨時委員は、当該特別な事項の調査、審議が終了したときは、解任されるものとする。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、部会は部会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後、最初に委嘱される第3条第2項第1号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、昭和50年4月30日までとする。

附 則（昭和51年3月12日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年6月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。
（条例の一部改正）
- 2 （1）江別市福祉センター条例（昭和45年条例第44号）の一部を次のように改正する。
第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
（2）江別市青少年会館条例（昭和46年条例第13号）の一部を次のように改正する。
第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。
（3）江別市児童館条例（昭和46年条例第14号）の一部を次のように改正する。
第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

（規程の廃止）

- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - （1）江別市福祉センター運営審議会規程（昭和46年訓令第1号）
 - （2）江別市青少年会館運営委員会規程（昭和47年訓令第13号）
 - （3）江別市児童館運営委員会規程（昭和47年訓令第14号）（規程の廃止に伴う委員の任期）
- 4 江別市福祉センター運営審議会規程第3条の規定により、審議会の委員に委嘱され、現に会長、副会長及び委員の職にある者、及び江別市青少年会館運営委員会規程第3条の規定により委員会の委員に委嘱され、現に委員長、副委員長及び委員の職にある者、並びに江別市児童館運営委員会規程第3条の規定により、委員会の委員に委嘱され、現に委員長、副委員長及び委員の職にある者の任期は、それぞれの当該規程の規定にかかわらず、この条例の施行の日をもって任期満了とする。

附 則（昭和63年10月4日条例第19号）

この条例は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第13号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
附 則（平成12年6月23日条例第32号）
この条例は、公布の日から施行し、平成12年6月7日から適用する。
附 則（平成16年3月31日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、江別市社会福祉審議会条例（昭和48年条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 条例第5条第1項に規定する専門部会（以下「部会」という。）に属する委員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 心身障害者福祉専門部会 7人以内
- (2) 老人福祉専門部会 8人以内
- (3) 児童福祉専門部会 8人以内

2 審議会の会長は、部会に属さないものとする。

3 部会の委員の任期は、条例第3条の規定を準用する。

4 部会長は、部会での審議結果を審議会に報告するものとする。ただし、条例第5条第3項に規定する審議会が部会に委任した事項については、この限りでない。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月22日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年7月1日から適用する。

附 則（昭和63年10月4日規則第34号）

この規則は、昭和63年11月1日から施行する。

江別市社会福祉審議会傍聴要綱

平成18年1月17日

要 綱 制 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、江別市社会福祉審議会条例（昭和48年条例第48号。以下「条例」という。）第1条の規定により設置する江別市社会福祉審議会（条例第5条第1項に規定する専門部会を含む。以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 審議会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴者受付簿（個人用）（様式第1号）に記入し、会長（専門部会においては、部会長をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 傍聴者が団体の場合は、代表者又は責任者がその団体の名称、人員、自己の住所を傍聴者受付簿（団体用）（様式第2号）に記入し、会長の許可を受けなければならない。

(傍聴者数の制限)

第 3 条 会長は、必要と認めたときは審議会の傍聴者数を制限することができる。

(入場することができない者)

第 4 条 次に該当する者は、入場することができない。

- (1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴者が守るべき事項)

第 5 条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批判を加えないこと、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 帽子類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を受けたときは、この限りではない。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の禁止)

第 6 条 傍聴者は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を受けた者は、この限りではない。

(傍聴者の退場)

第 7 条 傍聴者は、会長が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは速やかに退場しなければならない。
(違反に対する措置)

第 8 条 傍聴者がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月17日から施行する。